

電話勧誘販売にまつわるトラブル

相談事例

- 「母校を応援するために新聞の広告に名前を載せないか」と電話があり、いったん承諾したが、掲載料が高額なので断りたい。
- 折り込みチラシで申し込んだ化粧品サンプルが届いた後、商品勧誘の電話がしつこく掛かり、1年分の基礎化粧品セットを契約した。届いた化粧品の量が多いうえに高額で、サンプルを使用したら肌に合わなかったので、返品したい。
- ボランティア関連の書籍を送付すると電話があり、あいまいな返事をしていたら、立派な本が送られてきて、振り込み用紙が同封されている。支払いたくない。



アドバイス

事業者は、初めに「事業者名」「勧誘者名」「商品等の種類」「勧誘目的であること」を告げなければなりません。名乗らない相手の一方的なセールストークに引き込まれないようにしましょう。

「要りません」「お断りします」など、契約の意思がないことを示した消費者に対して、**再勧誘することは禁止されています**。不要であればきっぱりと断りましょう。理由を説明する必要はありません。

クーリング・オフができます!

相談事例のように電話での勧誘により申込みをした場合は、電話勧誘販売に該当し、**クーリング・オフ**の対象となります。電話で承諾したとしても、事業者に通知を出すことにより無条件で契約を解除できます。詳しくは、3ページ「暮らしのちえぶくろ」をご覧ください。